明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○刑事訴訟法等の一部を改正する法律（二八）　三
○不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（二九）　三

〔政　令〕
○災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（一八〇）　三
○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（一八一）　三
○シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（一八二）　四

〔府　令〕
○災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府四七）　四

〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁一四、一五）　五

〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
税理士登録者、日本弁護士連合会公示送達関係　一〇八
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　一〇九
会社その他
会社決算公告　一一三

本号で公布された法令のあらまし

◇刑事訴訟法等の一部を改正する法律（法律第二八号）（法務省）

一　刑事訴訟法の一部改正関係

1　公判期日等への出頭及び裁判の執行を確保するための規定の整備

㈠　公判期日への出頭等を確保するための罰則の新設

保釈又は勾留の執行停止をされた被告人が、召喚を受け正当な理由がなく公判期日に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処することとした。（第二七八条の二関係）

㈡　保釈又は勾留の執行停止をされている被告人の監督者制度の創設

裁判所は、保釈を許し、又は勾留の執行停止をする場合において、必要と認めるときは、適当と認める者を、その同意を得て監督者として選任することができることとし、監督者の責務、監督者が解任された場合における監督保証金の没取及び保釈等の取消し等に関して定めることとした。（第九八条の四、第九八条の八、第九八条の九等関係）

㈢　位置測定端末により保釈されている被告人の位置情報を取得する制度の創設

(1)　裁判所は、保釈を許す場合において、被告人が国外に逃亡することを防止するため、その位置及び当該位置に係る時刻を把握する必要があると認めるときは、被告人に対し、位置測定端末（人の身体に装着される電子計算機であって、人工衛星から発射される信号その他これを補完する信号を用いて行う当該電子計算機の位置及び当該位置に係る時刻の測定（以下「位置測定」という。）に用いられるものをいう。以下同じ。）をその身体に装着することを命ずることができることとした。（第九八条の一二第一項関係）

(2)　裁判所は、(1)による命令（以下「位置測定端末装着命令」という。）をするときは、飛行場又は港湾施設の周辺の区域その他の位置測定端末装着命令を受けた者が本邦から出国する際に立ち入ることとなる区域であって、当該者が所在してはならない区域（以下「所在禁止区域」という。）を定めることとした。（第九八条の一二第二項関係）

(3)　位置測定端末装着命令を受けた被告人が、裁判所の許可を受けないで、正当な理由がなく、所在禁止区域内に所在した場合等における保釈の取消し及び保証金の没取に関して定めることとした。（第九八条の一八関係）

(4)　裁判所は、位置測定端末装着命令を受けた被告人について、端末位置情報（位置測定により得られた位置測定端末の位置及び当該位置に係る時刻に関する情報をいう。(5)において同じ。）を表示して閲覧することができる機能等を有する電気通信設備において位置測定端末が所在禁止区域内に所在することの発生を確認したとき等に該当すると認めるときは、当該被告人を勾引することができることとし、ただし、明らかに勾引の必要がないと認めるときは、この限りでないこととした。（第九八条の一九関係）

(5)　裁判所、検察官、検察事務官又は司法警察職員等が端末位置情報を表示して閲覧することができる場合を定め、それ以外の場合には、端末位置情報の閲覧は、してはならないこととした。（第九八条の二〇、第九八条の二二等関係）

㈣　拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者等に係る出国制限制度の創設

拘禁刑以上の刑に処する判決（拘禁刑の全部の執行猶予の言渡しをしないものに限る。）の宣告を受けた者は、裁判所の許可を受けなければ本邦から出国してはならないこととし、許可を受けないで本邦から出国したとき等における保釈の取消し等及び保証金の没取に関して定めることとした。（第三四二条の二及び第三四二条の八関係）